

# 災害時援助協定のご案内

茨木市では、大地震等が発生した際、被災者の迅速な救命救助を行い、的確な応急復旧を行うため、民間企業や民間団体等と様々な分野で、災害時の援助協定の締結を推進しています。

## 災害時援助協定とは

災害発生時、市では庁舎等の公共施設の破損や職員の負傷などにより、災害対応能力が低下することが懸念されています。市や防災関係機関だけでは不足する能力を補い、迅速かつ円滑に被災者を支援するため、阪神大震災以降、多くの市町村で、災害時の人的・物的援助について、民間企業等と応援・援助協定を締結しています。

## 協定の仕組み

災害時に相互に協力する内容は、協定の締結にあたり、個別に協議して定めます。また、**支援に要する経費は、協定に基づき市が要請を行った場合、原則として市が負担します。**民間企業等が通常業務で取り扱う物品やサービスの提供を協定内容に定めますので、予め物品等を用意する必要はありません。協定の締結により、民間企業等にとっては、災害時の行動を具体的に定めることができ、そのための準備を予め行うことができます。また、災害時には市との情報交換や情報共有を密にし、円滑な事業継続につなげることができます。

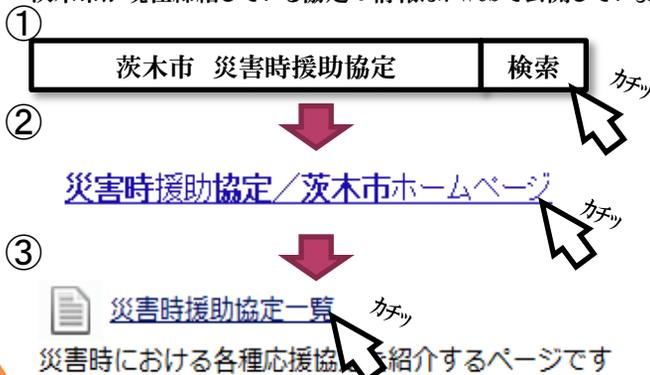
## 援助の例

- ①食料、医療品、医療用品等の消耗品、衣料等の日用品の提供
- ②一時的な避難場所、滞在場所の提供、物資の輸送や保管
- ③災害情報の発信、ホームページ等情報提供ツールの構築
- ④車両の提供、職員の派遣等人的的支援

協定を締結する企業や団体により、様々な援助協定が締結されています。



茨木市が現在締結している協定の情報は、Webで公開しています。



協定に関するご相談・お問合せはこちら

**お問い合わせ先**

茨木市 総務部 危機管理課

所在地：茨木市駅前三丁目8番13号

TEL：072-622-8121(代表)

072-620-1617(直通)

FAX：072-624-9249

E-mail：kikikanri@city.ibaraki.lg.jp